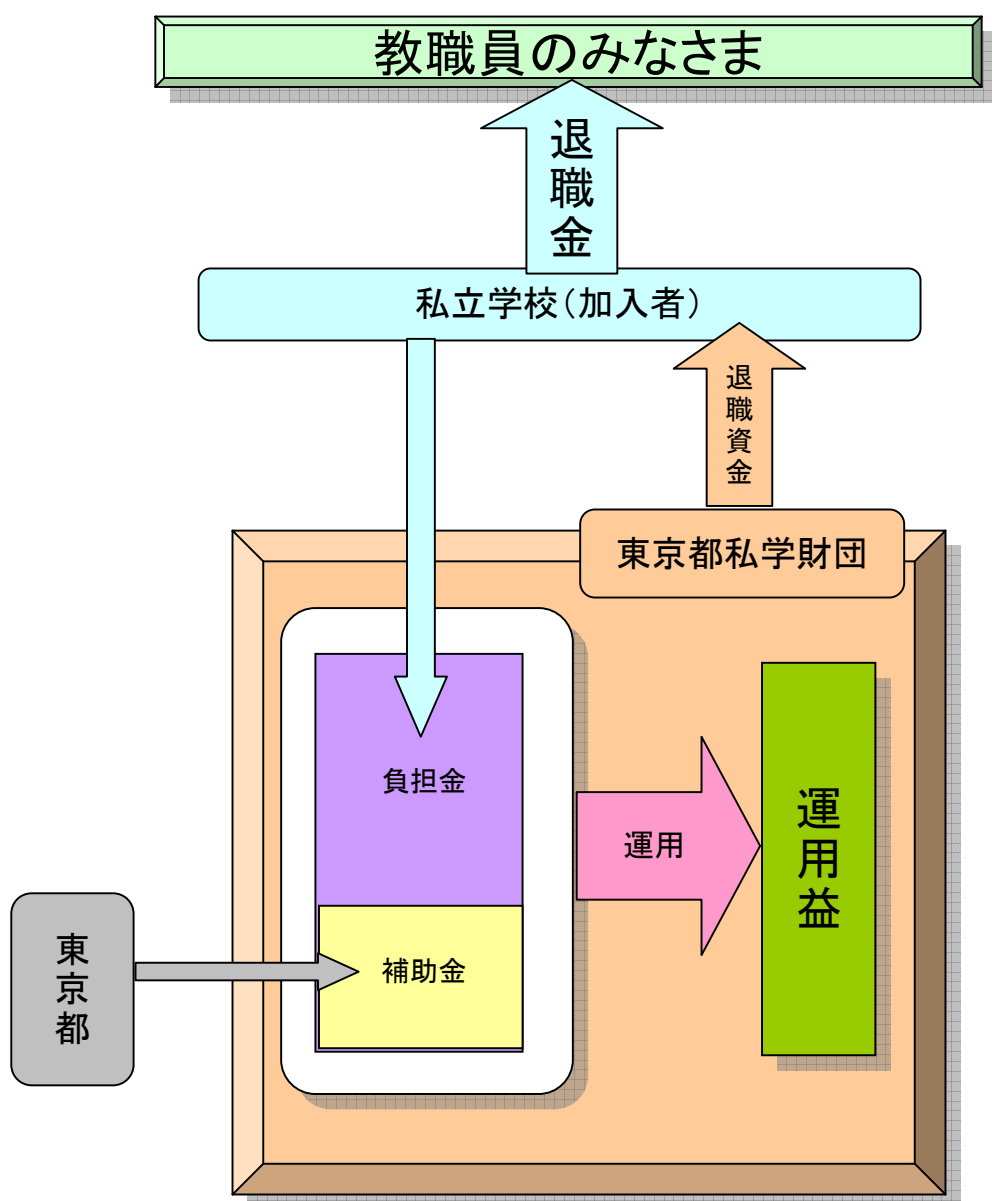


昭和41年度からみなさまの勤務する 私立学校へ退職資金を交付しております

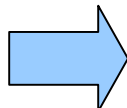
当財団が行っています退職資金事業は、東京都内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、私学団体に勤務する教職員に対する退職金支払に必要な資金を私立学校等に交付することにより、教職員の待遇の改善を図るとともに、私立学校教育の振興に寄与することを目的としています。

この退職資金の中には、東京都からの補助金も含まれており、安定的に事業を実施しています。



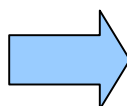
退職金Q & A

Q1
退職金は誰が支給するの？



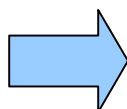
A1
あなたが勤務する私立学校の
設置者です。

Q2
私たちが勤務する学校は退職
金を支給するためにどのような
準備をしているのですか？



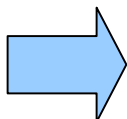
A2
私立学校は、私学財団に負担
金を納めるなどの準備をしてい
ます。

Q3
東京都私学財団に学校が加入
することは義務ですか？



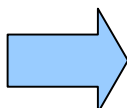
A3
任意です。

Q4
東京都私学財団に学校が加入
していれば教職員全体が東京
都私学財団の退職資金の対象
になるのですか？



A4
学校が加入していても教職員全員を
対象にするかは、学校が決めます。
なお、財団の届出対象となる教職員
は、原則、週5日以上勤務する常勤
教職員です。

Q5
なぜ、退職資金は補助金が入っ
ているのですか？



A5
みなさまが勤務されている私立学校
は、公教育の一翼を担っているからで
す。